

11 離婚に関する事務

☆は新潟県給与システムの入力が必要。

・本人の場合

項目	手続先 参照 冊子	所 属 長	教育事務所 総務課給与係	共 済 組 合	互 助 会	厚生財団	学 校 生 活 協 同 組 合	そ の 他 (教) 教職員共済 (労) 労働金庫 (弘) 弘 済 会 (教) 教職員共済 生協のてび き(E-BOOK)
		給与事務必携 福利厚生事務の手引 児童手当事務の手引	旅費事務必携 給与事務必携 福利厚生事務の手引	福利厚生事務の手引 Web様式		Webページ		
改姓 (改姓する 場合) (※2)		○履歴書記載 ○氏名、本籍地 の変更届 ○職員コードゴ ム印作成 ○組合員証等記 載事項及び住 所変更申告書 ○各種諸帳簿の 氏名変更	○氏名変更報告 書(FAX不可) (※4) ○旅費委任状	○組合員証等 記載事項及 び住所変更 申告書の写 し ○組合員証、発 行されてい る場合は資 格確認書		○改姓・改名 届	○名義変更申 請書 ○学協カード ○各種カード	○免許状 (※3) ○各種通帳 ○各種保険 ○(教)県支部へ 連絡
扶養関係 (扶養関係 に変更が あった場 合)		☆扶養親族届、 扶養手当認定 簿 ○新規被扶養者 認定申告書、 被扶養者取消 申告書 (扶養手当のつ く扶養親族) ○マイナンバー 申告書(認定 のみ) ☆扶養控除等 (異動)申告書 ☆個人番号入力 ☆児童手当各届	○新規被扶養者 認定申告書、 被扶養者取消 申告書 (扶養手当のつ く扶養親族以 外) ○被扶養者証、 発行されてい る場合は資格 確認書(取消 の場合)	○新規被扶養者認定申告書、被 扶養者取消申告書の写し (扶養手当のつく扶養親族) ○マイナンバー申告書(認定のみ) ○被扶養者証、発行されている 場合は資格確認書(取消の場合) ○国民年金第3号被保険者関係 届(共済様式2-6号) ○3歳未満の子を養育しない旨 の届出書				○国民年金第 3号被保険 者届 (※1)
諸手当・住 所変更		☆通勤届、通勤 手当認定簿 ☆住居届、住居 手当認定簿 ☆寒冷地手当世 帯等区分の確 認 ☆単身赴任手当 ☆へき地手当に 準ずる手当 ☆所得税関連住 所変更						
口座変更		☆給与口座振込 申込書	○旅費口座振込 申込書	○口座変更届 (姓のみの変更の場合は提出不要)				○(教)口座振替 依頼書
関連事項								

〈注〉(※1)：共済組合被扶養者取消により、配偶者が国民年金第3号の資格を喪失し、第1号被保険者となる場合は、各市町村に届け出が必要である。

(※2)：旧姓使用を希望する場合は、平成30.4.19付教総 第54号「職場における旧姓使用の取扱いについて(通知)」を参照。

(※3)：司書教諭免許については文部科学省へ提出する。

(※4)：この報告をもって給与システム関係の変更が行われる。給与の振込不能とならないよう本人や教育事務所と連携して報告する。